

札幌市営企業調査審議会総会

日時 平成 19 年 9 月 27 日 (木) 午前 10時から
会場 すみれホテル 3 階 「ヴァイオレ」

会議次第

- 1 市長あいさつ
- 2 委員及び理事者紹介
- 3 下水道部会審議経過説明
- 4 答申案骨子、内容、趣旨等の説明
- 5 答申案の審議
- 6 市長あいさつ

資料

- 札幌市営企業調査審議会委員 資料 1
- 札幌市営企業調査審議会条例 資料 2

答申関連資料

- 普通浴場の下水道使用料負担のあり方に関する答申 (案) 資料 3

札幌市営企業調査審議会委員

会 長	小 林	好 宏	北海道武蔵女子短期大学学長
副会長	齋 藤	芳 子	主婦
委 員	赤 城	由 紀	札幌国際大学准教授（人文学部心理学科）
”	石 原	聰	北海道経営者協会事務局長兼総務部長
”	板 垣	美津子	税理士
”	岩 波	剛	社）北海道ビルヂング協会理事
”	大 滝	まり子	北海道文教大学短期大学部教授（幼児教育）
”	沖 崎	裕 子	非常勤講師
”	金 井	英 樹	社）札幌青年会議所副理事長
”	金 野	鉄 夫	連合北海道札幌地区連合会副会長
”	佐 藤	郁 夫	札幌大学経営学部教授
”	渋谷	靖 彦	市民委員
”	高 橋	幸 一	市民委員
”	瀧 谷	和 隆	市民委員
”	武 田	佳世子	社）札幌消費者協会副会長
”	得 能	絹 子	札幌市女性団体連絡協議会副会長
”	鳥 井	真 司	北海道中小企業団体中央会専務理事
”	内 木	弘 三	（株）北海道新聞情報研究所代表取締役社長
”	中 田	輝 夫	札幌商工会議所政策委員長
”	西 田	郁 子	市民委員
”	舟 橋	輝 明	市民委員
”	船 水	尚 行	北海道大学大学院工学研究科教授
”	松 井	佳 彦	北海道大学大学院工学研究科教授
”	渡 辺	義 公	北海道大学大学院工学研究科教授

札幌市営企業調査審議会条例

昭和40年12月15日

条例第32号

題名...改正(昭和57年3月条例第8号)

(設置)

第1条 本市の公営企業(以下「公営企業」という。)に関する諸施策の運営に資するため、札幌市営企業調査審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、公営企業に関し、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項につき調査審議する。

- (1) 運営管理の方針に関すること
 - (2) 財政に関すること
 - (3) その他市長が必要と認める事項に関すること
- 2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、自ら調査審議して市長に意見を申し出ることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会所属の委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務局において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 札幌市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第27号)の一部改正〔省略〕

附 則(昭和57年条例第8号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 5 この条例施行の際、現に札幌市営企業等調査審議会の委員の職にある者は、この条例の施行の日において札幌市営企業調査審議会の委員とみなす。

附 則(平成11年条例第39号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - 2 この条例の施行の際現に次に掲げる附属機関の委員である者(札幌市青少年問題協議会の委員で関係行政機関の職員のうちから委嘱されたものを除く。)の任期は、なお従前の例による。
 - (1) 札幌市青少年問題協議会
 - (2) 札幌市営企業調査審議会
 - (3) 札幌市立小学校及び中学校通学区域審議会
 - (4) 札幌市奨学審議委員会
 - (5) 札幌市教科用図書選定審議会
- 3、4 省略

普通浴場の下水道使用料負担の あり方に関する答申（案）

平成 1 9 年 9 月 2 7 日

札幌市営企業調査審議会

目 次

はじめに	1
1 下水道使用料全額減免の見直しについて	2
2 普通浴場の下水道使用料負担のあり方について	3
2 - 1 下水道使用料負担を求める際に考慮すべき視点 ---	3
2 - 2 下水道使用料の設定について	5
2 - 3 経過措置の必要性	5
おわりに	6

は じ め に

札幌市では、昭和 51 年の下水道条例改正により、普通浴場の下水道使用料について、これを徴収しない減免の措置が講じられてきました。

これは、普通浴場が地域住民の保健衛生上必要不可欠な施設として公共性が高く、また、入浴料が物価統制令の規定に基づき低額に抑えられていること、地域住民の普通浴場利用確保のため普通浴場の経営の安定が欠かせないことに鑑みたものです。

このたび、市長から「普通浴場の下水道使用料負担のあり方」について、平成 19 年 6 月 15 日に諮問を受けました。

この諮問は、普通浴場の下水道使用水量が昭和 51 年の条例改正時に比べ大幅に増大していることが明らかとなり、「財政構造改革プラン」に基づいた受益者負担の適正化の観点から、札幌市において普通浴場の排水実態に応じた負担の公平性を図るべく下水道使用料全額減免の取り扱いについて見直しをしてきた経緯が背景にあります。

本審議会は、札幌公衆浴場商業協同組合及び大型公衆浴場協議会からの直接意見聴取をはじめ、普通浴場に関わる各方面の意見、他都市における普通浴場の下水道使用料負担の現状を勘案し、慎重に審議した結果、ここに結論を得たので、次のとおり答申します。

1 下水道使用料全額減免の見直しについて

「はじめに」において述べたように、札幌市は、昭和 51 年の下水道条例改正から、普通浴場に関わる下水道使用料について、これを徴収しない減免措置を講じてきています。また、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和 56 年法律第 68 号）の目的に記されているように、公衆浴場について特別措置を講ずるよう努めることにより住民のその利用機会の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の向上に寄与することが求められてきました。なお、減免分の使用料については、札幌市営企業調査審議会の答申（平成 8 年 12 月 26 日）を受け、一般会計から下水道会計へ繰り入れられています。

しかし、札幌市においては従来からの普通浴場に、大規模の普通浴場も加わるなど、同じ普通浴場とはいえ、その多様化が進み、下水道使用料の減免制度導入時とは状況が変化しているのが現状です。従来の普通浴場の廃業が相次いだこともあり、平成 17 年 4 月から札幌市では普通浴場許可の際の審査基準に施設面積等による制限を設けました。このことにより、それ以降大規模な普通浴場が新たに普通浴場として許可されることはなくなりました。また、排水量の実態調査により、普通浴場の排水量が大幅に増加していることも判明しています。

札幌市が平成 16 年に策定した「財政構造改革プラン」の基本原則をはじめとして、現在は受益者負担という原則の徹底が市民のコンセンサスを得ていると判断されます。加えて、物価統制令により北海道内の普通浴場では同一入浴料金が設定されている中、道内他都市の普通浴場では、下水道使用料の一部を負担しています。

このようなことから、下水道使用料の全額減免の措置を見直し、普通浴場に対して排水量の実態に応じた新たな下水道使用料負担の仕組みの導入が必要であると考えます。

2 普通浴場の下水道使用料負担のあり方について

2 - 1 下水道使用料負担を求める際に考慮すべき視点

(1) 普通浴場利用者である市民と納税者である市民の視点

普通浴場利用者にとって、普通浴場は住民の公衆衛生の向上と増進に欠くことのできない極めて重要な施設です。

特に、従来型の中小普通浴場は自家風呂の普及による入浴客数の減少、経営者の高齢化、後継者不足等の理由により急速にその数が減少してきている中、大規模な普通浴場の進出等によりその経営が圧迫され、今後さらに廃業が加速されることが推察されます。また、新たな下水道使用料負担は、従来型普通浴場の経営に大きな影響を及ぼすことも容易に推測されます。このため、地域住民の普通浴場利用機会の確保のためにも、従来型の中小普通浴場に対して特段の配慮が必要です。

一方、納税者である市民の視点からは、普通浴場の下水道使用料を一般使用料より低廉なものとする場合、受益者負担原則の徹底、普通浴場の社会的役割等を考慮したものでなければなりません。

(2) 普通浴場経営の視点

受益者負担原則徹底の観点から、適正な負担が求められています。また、大規模の普通浴場が加わるなど、同じ普通浴場とはいえ、その経営形態等の多様化が進んでいる現状から、その規模に応じた負担を求めることを考える必要があります。

一方、普通浴場の果たしている公共的な役割を考えると、下水道使用料の新たな負担に伴う浴場経営に対する配慮が必要です。特に普通浴場として入浴料が統制価格として決められていること、ならびに、普通浴場としてその施設等に制約が課されていることを考慮する必要があります。

(3) 大量排水抑制の視点

普通浴場の排水量が大幅に増加していることが排水量実態調査により判明しています。排水量の抑制、すなわち節水は、札幌圏における健全な水循環・水環境保全のために重要です。

大量の排水を下水道に排出している普通浴場に対して節水意識をより一層向上させ、節水努力を反映した負担の仕組みを考慮する必要があります。

(4) 道内他都市の普通浴場における下水道使用料負担とのバランスの視点

札幌市内の普通浴場と同一の入浴料金に統制されている北海道内他都市において、普通浴場は下水道使用料の一部を負担していることから、札幌市においても下水道使用料の負担を考える必要があります。

しかし、負担の仕組みの検討にあたっては、札幌市内の従来型普通浴場の入浴客数が全道平均より2割程度少ないことにも配慮する必要があります。

(5) 公営企業としての下水道事業財政の視点

札幌市の厳しい財政状況のもと、下水道事業においても限られた財源を有効に活用し、かつ、公営企業として長期的な視点のもと事業の重点化を図り、コスト意識を持った効率的な事業運営が求められていることは言うまでもありません。

普通浴場の排水量実態調査の結果、普通浴場に対しては多額の下水道使用料が全額減免されていることも明らかとなっています。加えて、札幌市の極めて厳しい財政状況のもとでは、これまで実施してきた減免分の使用料の一般会計から下水道会計へ繰り入れという考え方から、受益者負担原則の徹底への変更が求められているのが現状です。普通浴場の下水道使用料負担の仕組みの検討にあたっては、現在の減免分の使用料の一般会計から下水道会計への繰入相当額の確保について考慮する必要があります。

(6) その他考慮すべき事項

以上の視点に加え、普通浴場の下水道使用料負担の仕組みの検討にあたっては、札幌市が実施している公共料金等の減免施策、他の下水道使用料減免制度、普通浴場以外のいわゆる「その他の浴場」等との関係にも配慮する必要があります。

2 - 2 下水道使用料の設定について

上記の「2 - 1 下水道使用料負担を求める際に考慮すべき視点」から、以下の考え方により普通浴場の下水道使用料負担の仕組みを定めるべきです。

(1) 現行の累進性を組み込んだ使用料体系を基礎とし、排水量に応じた負担率を考慮することにより使用料を定める。

上記の「(1)市民の視点」、「(3)大量排水抑制の視点」から、排水量が多いほど単価を高くする現行の使用料金の累進性を維持する必要があります。

(2) 排水量に応じた負担率とする。

上記の「(1)市民の視点」、「(2)普通浴場経営の視点」、「(3)大量排水抑制の視点」、「(5)公営企業としての下水道事業財政の視点」等に配慮し、負担率を設定すべきです。

(3) 一定排水量以下の水量については低い負担率とする。

上記「(1)市民の視点」、「(2)普通浴場経営の視点」、「(4)道内他都市の普通浴場における下水道使用料負担とのバランスの視点」等に配慮し、低い負担率を設定すべきです。

また、低い負担率を適用する水量については、従来型の普通浴場の排水量の実態をもとに定める必要があります。

2 - 3 経過措置の必要性

普通浴場に下水道使用料の新たな負担を求めることは、普通浴場の経営に影響を及ぼすものとなると判断されることから、何らかの経過措置を考慮する必要があります。

お わ り に

本答申は、普通浴場は地域住民の公衆衛生上必要不可欠な施設であり、地域住民の普通浴場利用の確保のため、普通浴場の経営の安定が欠かせないことに鑑みた上、受益者負担原則徹底の観点から、普通浴場の下水道使用料負担のあり方について基本的な考えを述べたものです。

本審議会は、札幌市がこの答申の趣旨を十分に尊重され、できるだけ早い時期に施策を実行に移されるよう期待します。

札幌市には、普通浴場が、公衆浴場法、公衆浴場法施行条例等の規定に基づき、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において、その健康の保持及び保健衛生上必要不可欠のものとして利用されるように、より一層の努力を期待します。

また、下水道使用料の軽減を受ける普通浴場の経営者にも、市民の理解と協力が得られるように、今後ともより一層の努力を期待します。

札幌市営企業調査審議会審議経過

第1回下水道部会 平成19年7月12日(木)

- ・ 普通浴場の下水道使用料全額減免見直しの是非について審議

第2回下水道部会 平成19年7月26日(木)

- ・ 普通浴場の下水道使用料負担のあり方について審議
- ・ 答申草案の起草を船水部会長、齋藤部会長代理、石原委員、板垣委員、渋谷委員、高橋委員に一任

第1回起草委員会 平成19年8月9日(木)

第2回起草委員会 平成19年8月30日(木)

第3回下水道部会 平成19年9月4日(火)

- ・ 答申草案を審議
- ・ 総会へ提出する答申案を決定

第1回総会 平成19年9月27日(木)

- ・ 下水道部会審議経過を報告
- ・ 答申案について審議
- ・ 答申決定